

官報

主要目次

Table listing various laws and regulations with page numbers, including '租税特別措置法の一部改正' (481-482) and '肥料の登録' (494).

法律

租税特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十六年十一月二十七日 内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百六十五号

租税特別措置法の一部を改正する法律

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「設ける。」を「設け、並びに資産再評価法の特例を設ける。」に改める。

第十一條の次に次の四條を加える。

第十二條 資産再評価法第三條に規定する基準日(以下基準日という。)において個人が有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする貸借権若しくは使用貸借による借主の権利が漁業法施行法第一條の規定により消滅した場合には、これらの権利を資産再評価法第八條第二項に規定する資産とみなし、これらの権利の消滅を当該資産の譲渡とみなして同法の規定を適用する。

前項に規定する資産について資産再評価法第八條第二項の規定により行われたものとみなされた再評価額の再評価額は、同法の規定にかかわらず、前項に規定する個人が漁業法施行法第九條の規定により交付を受けなければならない。前項に規定する資産のうち基準日に帳簿価額がないもの(資産再評価法第七條各号に掲げる資産を除く。)については、法人が同法第十三條の再評価額は、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

第一項に規定する資産のうち基準日に帳簿価額がないもの(資産再評価法第七條各号に掲げる資産を除く。)については、法人が同法第十三條の再評価額は、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

前項に規定する資産について資産再評価法第十三條の第二項の規定により再評価を行つた法人が、漁業法施行法第十六條に規定する漁業権証券をもつて同法第九條の規定による補償金の交付を受けた場合において、当該漁業権証券に附すべき帳簿価額は、当該資産の再評価額に

行法第九條の規定により交付を受けなければならない。

第十三條 基準日において法人が有する漁業権、入漁権又は漁業権を目的とする貸借権若しくは使用貸借による借主の権利については、基準日に帳簿価額があるときにかかわらず、又、資産再評価法第六條第一項の規定による再評価を行つたと否にかかわらず、同法第十三條の第二項の規定による再評価を行うことができるものとする。

前項に規定する資産について法人が資産再評価法第十三條の第二項の規定により行つた再評価の再評価額の限度額は、同法の規定にかかわらず、当該法人が漁業法施行法第九條の規定により交付を受けなければならない。前項に規定する資産のうち基準日に帳簿価額がないもの(資産再評価法第七條各号に掲げる資産を除く。)については、法人が同法第十三條の再評価額は、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

第十四條 基準日において個人の有する土地、土地の上に存する権利、立木、家屋又は土地の上に存するその他の物件(以下土地等という。)が河川法、土地收用法、都市計画法、道路法、不良住宅地区改良法、水路法、土地改良法又は命令で指定するその他の法令(以下土地收用法等という。)の規定に基づき收用された場合においては、当該土地等につき資産再評価法第八條第二項又は第九條第一項の規定により行われたものとみなされた再評価額は、同法の規定にかかわらず、当該土地等の收用に因り交付を受けなければならない。前項に規定する資産のうち基準日に帳簿価額がないもの(資産再評価法第七條各号に掲げる資産を除く。)については、法人が同法第十三條の再評価額は、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

第十五條 基準日において法人が有する土地等が土地收用法等の規定に基づき收用された場合においては、当該法人は、当該土地等について、基準日に帳簿価額があるときにかかわらず、又、資産再評価法の規定により再評価を行つたと否にかかわらず、当該收用の日の属する事業年度開始の日現在において再評価を行うことができる。

前項の規定による再評価については、これを資産再評価法第十三條の第二項の規定による再評価とみなして同法の規定を適用する。但し、左の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。

一 前項の規定による再評価の再評価額の限度額は、資産再評価法の規定にかかわらず、当該法人が当該土地等の收用に因り交付を受けなければならない補償金の額とする。

二 当該土地等について資産再評価法第四十條第二項各号の一に該当する事由があり、且つ、当該土地等について同法の規定により再評価を行つた場合において同項の規定により帳簿価額に加算された金額がある場合における前項の規定による再評価の再評価差額については、当該各号に掲げる金額からその加算された金額を控除した金額を当該再評価の再評価日の直前

当該漁業権証券の額面金額のその交付を受けた漁業権証券の額面金額の合計額に対する割合を乗じて算出した金額による。

前項の場合において、法人が当該資産について再評価日以後減価償却を行つたとき、又は当該補償金として漁業権証券と金銭との交付を受けるときにおいては、同項の帳簿価額の基礎となるべき金額は、同項の規定にかかわらず、当該資産の再評価額からそれぞれ当該資産の減価償却額に相当する額又は当該金銭の額を控除した額による。

前項の補償金の額は、名義のいかんにかかわらず、土地等の收用の対

価たる金額をいうものとし、收用に際して交付を受ける移転料その他当該土地等の收用の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

毎日文庫 昭和二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

における当該土地等の帳簿価額に
加算した金額をもつて当該土地等
の同條第一項に規定する帳簿価額
とみなして、同項の規定を適用す
る。

三 当該土地等のうち基準日に帳簿
価額がないもの(資産再評価法第
七條各号に掲げる資産を除く)に
ついて前項の規定により行つた再
評価の再評価額については、第
十三條第三項の規定を適用する。

四 前項の規定による再評価を行つ
た法人が資産再評価法第四十五條
の第二項の規定により提出すべ
き申告書の提出期限は、同項の規
定にかかわらず、当該再評価の再
評価日を含む事業年度の終了の日
から二月以内とする。

前條第二項の規定は、前項第一号
の補償金の額について、これを適用
する。

附則
一 この法律は、公布の日から施行す
る。

二 改正後の租税特別措置法第十四條
及び第十五條の規定は、昭和二十六
年一月一日以後土地等の取得があつ
た場合について適用する。

三 法人が昭和二十六年一月一日から
この法律施行前に終了した事業年度
の終了の日までの間において土地收
入法等の規定に基き費用を受けた土

地等について改正後の租税特別措
置法第十五條第一項の規定により再評
価を行つた場合においては、当該法
人が資産再評価法第四十五條の第二
項の規定により提出すべき申告書
の提出期限は、改正後の租税特別措
置法第十五條第二項第四号の規定に
かかわらず、この法律施行の日から
二月以内とする。

大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

昭26年11月27日

大蔵大臣 池田 勇人
内閣総理大臣 吉田 茂

府令
●法務省令第六十六号
法務局及び地方法務局の支局及び出
張所設置規則(昭和二十四年法務府令
第十二号)の一部を次のように改正す
る。

昭和二十六年十一月二十七日
法務総裁 大橋 武夫
別表洋地方法務局の部長(支局)の職
同支局の項中「伊勢守村」を削る。

附則
この府令は、昭和二十六年十二月一
日から施行する。

●大蔵省告示第七百七十一号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、静岡興信
用金庫信用組合第二回平和定期預金の
細目を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十七日
大蔵大臣 池田 勇人
静岡興信用金庫信用
組合第二回平和定期
預金

二條 件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十二月
一日から同二十七年
一月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権一万
個をもつて一組と
し、各三十組につき
次のとおりとする。
但し、特等甲、特等
乙及び特等丙は、一
等のうちから定め
る。

等級 割増金 当せんの数
特等 二〇、〇〇〇 一
甲 一〇、〇〇〇 一
乙 五、〇〇〇 一
丙 二、〇〇〇 一
特等 二〇、〇〇〇 八
一等 一〇、〇〇〇 二〇
二等 五、〇〇〇 三〇〇
三等 一、〇〇〇 三、〇〇〇

●大蔵省告示第七百七十二号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、興能信用
金庫第四回共栄定期預金の細目を次
のように定める。

昭和二十六年十一月二十七日
大蔵大臣 池田 勇人
興能信用金庫第四回
共栄定期預金

二條 件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十二月
一日から同二十七年
一月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権三万
個をもつて一組と
し、各組につき次の
とおりとする。

等級 割増金 当せんの数
特等 一〇、〇〇〇 一
一等 五、〇〇〇 二〇
二等 一、〇〇〇 一〇〇
三等 一、〇〇〇 一〇〇

●大蔵省告示第七百七十三号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、東京山手
信用金庫第三回平和定期預金の細目等
を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十七日
大蔵大臣 池田 勇人
東京山手信用金庫第
三回平和定期預金

二條 件
(一)契約期間 一年
(二)預入金額 一口五百円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十二月
一日から同二十七年
一月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附

等級 割増金 当せんの数
特等 五〇、〇〇〇 一
一等 一〇、〇〇〇 一
二等 五、〇〇〇 一
三等 一、〇〇〇 一
四等 一、〇〇〇 一
五等 一、〇〇〇 一
六等 一、〇〇〇 一
七等 一、〇〇〇 一
計 三〇〇、〇〇〇

●大蔵省告示第七百七十四号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、磯波信用
金庫第五回平和定期預金の細目等を次
のように定める。

昭和二十六年十一月二十七日
大蔵大臣 池田 勇人
磯波信用金庫第五回
平和定期預金

二條 件
(一)契約期間 一年
(二)預入金額 一口五百円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十二月
一日から同二十七年
一月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権四千
個をもつて一組と
し、各組につき次の
とおりとする。

等級 割増金 当せんの数
特等 一〇、〇〇〇 一
一等 一〇、〇〇〇 一
二等 一〇、〇〇〇 一
三等 一〇、〇〇〇 一
四等 一〇、〇〇〇 一
五等 一〇、〇〇〇 一
六等 一〇、〇〇〇 一
七等 一〇、〇〇〇 一
計 七〇、〇〇〇

●大蔵省告示第七百七十五号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條の規定により、第五回甲府商工信用
組合月掛貯金の細目を次のように定め
る。

昭和二十六年十一月二十七日
大蔵大臣 池田 勇人
第五回甲府商工信用
組合月掛貯金

二條 件
(一)貯金の種類 定期積金
(二)契約期間 一年

四 割増金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権二千
個をもつて一組と
し、各五組につき次
のとおりとする。但
し、特等は、一等の
うちから定める。

等級 割増金 当せんの数
特等 一〇、〇〇〇 一
一等 一〇、〇〇〇 一
二等 一〇、〇〇〇 一
三等 一〇、〇〇〇 一
四等 一〇、〇〇〇 一
五等 一〇、〇〇〇 一
六等 一〇、〇〇〇 一
七等 一〇、〇〇〇 一
計 七〇、〇〇〇

●大蔵省告示第七百七十六号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、八代信用
組合第五回八代信定期貯金の細目等
を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十七日
大蔵大臣 池田 勇人
八代信定期貯金

二條 件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十二月
一日から同二十七年
一月三十一日まで。

四 割増金 抽せん権二千個をも
つて一組とし、各組
につき次のとおりと
する。

等級 割増金 当せんの数
特等 一〇、〇〇〇 一
一等 一〇、〇〇〇 一
二等 一〇、〇〇〇 一
三等 一〇、〇〇〇 一
四等 一〇、〇〇〇 一
五等 一〇、〇〇〇 一
六等 一〇、〇〇〇 一
七等 一〇、〇〇〇 一
計 七〇、〇〇〇

●大蔵省告示第七百七十七号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第四十三号)第三
條及び第五條の規定により、八代信用
組合第五回八代信定期貯金の細目等
を次のように定める。

昭和二十六年十一月二十七日
大蔵大臣 池田 勇人
八代信定期貯金

二條 件
(一)契約期間 六月
(二)預入金額 一口千円
(三)取扱の時期 昭和二十六年十二月
一日から同二十七年
一月三十一日まで。

四 割増金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権四千
個をもつて一組と
し、各組につき次の
とおりとする。

等級 割増金 当せんの数
特等 一〇、〇〇〇 一
一等 一〇、〇〇〇 一
二等 一〇、〇〇〇 一
三等 一〇、〇〇〇 一
四等 一〇、〇〇〇 一
五等 一〇、〇〇〇 一
六等 一〇、〇〇〇 一
七等 一〇、〇〇〇 一
計 七〇、〇〇〇

485 昭和26年11月27日 火曜日 官報 第7466号

昭和26年11月27日 火曜日 官報 第7466号 484

Table with columns for patient details (number, name, sex, birth date, residence, occupation, insurance status, medical history, symptoms, and hospitalization dates).

Table for medical details (symptoms, course, treatment, injections, and hospitalization facts) with sub-tables for various medical points.

Official notices regarding agricultural cooperative savings funds, including details on withdrawal periods, interest rates, and administrative procedures.

487 昭和26年11月27日 火曜日 官 報

第7466号

健康保険(被保険者) 歯科診療録

第 号		有期証記号		被保険者証番号	
年月日	昭和	年月日	昭和	年月日	昭和
傷病名		受傷年月日		開始年月日	
初診年月日		診察終了年月日		転院年月日	
受診者氏名	生年月日	住所	職業	性別	年齢
	明治			男	
診療科目	歯科	受診回数	初診回数	再診回数	合計回数
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
診察内容	<p>右 上 左</p>				
備考	<p>既往症、主要症状、経過、処方、熟型等</p>				

昭和二十六年十一月二十七日
 第十條第五号中「被保険者」を「合意」に改める。
 同條第六号中「(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、(四)を(二)とし、(五)を(三)とし、以下順次繰り上げる。
 第十二條第一号中「被保険者証」の下に「健康保険診療録」とを、「被保険者証」の下に「健康保険診療証明書」とを、以下同じ。を加える。
 様式第十六條中「健康保険」を「健康保険」に改め、
 様式第十六條中「健康保険」を「健康保険」に改め、
 様式第十六條中「健康保険」を「健康保険」に改め、

被保険者の記号		被保険者証の記号		被保険者証番号	
年月日	昭和	年月日	昭和	年月日	昭和
傷病名		受傷年月日		開始年月日	
初診年月日		診察終了年月日		転院年月日	
受診者氏名	生年月日	住所	職業	性別	年齢
				男	
診療科目	歯科	受診回数	初診回数	再診回数	合計回数
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
診察内容	<p>健康保険診療録 昭和二十六年十一月二十七日</p>				

昭和二十六年十一月二十七日
 第十條第五号中「被保険者」を「合意」に改める。
 同條第六号中「(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、(四)を(二)とし、(五)を(三)とし、以下順次繰り上げる。
 第十二條第一号中「被保険者証」の下に「健康保険診療録」とを、「被保険者証」の下に「健康保険診療証明書」とを、以下同じ。を加える。
 様式第十六條中「健康保険」を「健康保険」に改め、
 様式第十六條中「健康保険」を「健康保険」に改め、
 様式第十六條中「健康保険」を「健康保険」に改め、

昭和26年11月27日 火曜日 官 報

第7466号 486

健康保険(被保険者) 診療報酬請求書

種別	分区	件数	診療日数	点数	請求額
被保険者					円
被扶養者					円
計					円

上記の金額を請求する。

昭和 年 月 日

病院又は診療所の所在地

保険医氏名

報酬金受領指定銀行

又は郵便局名

銀行名

局名

診療担当者住所 札幌市健康局 衛生課

被保険者の記号		被保険者証の記号		被保険者証番号	
年月日	昭和	年月日	昭和	年月日	昭和
傷病名		受傷年月日		開始年月日	
初診年月日		診察終了年月日		転院年月日	
受診者氏名	生年月日	住所	職業	性別	年齢
				男	
診療科目	歯科	受診回数	初診回数	再診回数	合計回数
所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
診察内容	<p>健康保険診療録 昭和二十六年十一月二十七日</p>				

昭和二十六年十一月二十七日
 第十條第五号中「被保険者」を「合意」に改める。
 同條第六号中「(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、(四)を(二)とし、(五)を(三)とし、以下順次繰り上げる。
 第十二條第一号中「被保険者証」の下に「健康保険診療録」とを、「被保険者証」の下に「健康保険診療証明書」とを、以下同じ。を加える。
 様式第十六條中「健康保険」を「健康保険」に改め、
 様式第十六條中「健康保険」を「健康保険」に改め、
 様式第十六條中「健康保険」を「健康保険」に改め、

昭和26.11.27.

第7466号

国民健康保険診療報酬請求書(一覽)					昭和	年	月	日
種別	件数	診療実日数	点数	請求額				
被保険者								

上記の金額を請求する。

昭和 年 月 日

病院又は診療所の所在地

振替担当者氏名 銀行

振替金受領指定銀行 又は郵便局名 局

股

様式第4号

様式第5号

受診証の番号	第	号	保険者名	明大昭	年	月	日
被保険者氏名	男	女	治正和				
初診料及び診察料				点			
再診	初診料	診察料	処方	点			
注射料	検査料	手術料	検査	点			
縫合	縫合	縫合	縫合	点			
挿入	挿入	挿入	挿入	点			
投薬	投薬	投薬	投薬	点			
リハビリ	リハビリ	リハビリ	リハビリ	点			
その他	その他	その他	その他	点			
入院料	入院料	入院料	入院料	点			
請求	請求	請求	請求	点			

振替担当者住所

氏名

受診証の番号	第	号	保険者名	明大昭	年	月	日
被保険者氏名	男	女	治正和				
再診	初診料	診察料	処方	点			
注射料	検査料	手術料	検査	点			
縫合	縫合	縫合	縫合	点			
挿入	挿入	挿入	挿入	点			
投薬	投薬	投薬	投薬	点			
リハビリ	リハビリ	リハビリ	リハビリ	点			
その他	その他	その他	その他	点			
入院料	入院料	入院料	入院料	点			
請求	請求	請求	請求	点			

様式第4号

様式第5号

受診証の番号	第	号	保険者名	明大昭	年	月	日
被保険者氏名	男	女	治正和				
再診	初診料	診察料	処方	点			
注射料	検査料	手術料	検査	点			
縫合	縫合	縫合	縫合	点			
挿入	挿入	挿入	挿入	点			
投薬	投薬	投薬	投薬	点			
リハビリ	リハビリ	リハビリ	リハビリ	点			
その他	その他	その他	その他	点			
入院料	入院料	入院料	入院料	点			
請求	請求	請求	請求	点			

振替担当者住所

氏名

495 昭和26年11月27日 火曜日

官報

第7466号

Table listing fertilizer products (e.g., 生第一七二四号, 生第一七二五号) with columns for registration number, fertilizer name, guaranteed composition (Nitrogen, Phosphorus, Potassium), and manufacturer details.

Table listing fertilizer products (e.g., 生第一七三三三号, 生第一七三三二号) with columns for registration number, fertilizer name, guaranteed composition, and manufacturer details.

昭和26年11月27日 火曜日

官報

第7466号 494

Table listing fertilizer products (e.g., 生第一七二二二号, 生第一七二二三号) with columns for registration number, fertilizer name, guaranteed composition, and manufacturer details.

Table listing fertilizer products (e.g., 生第一七二一七号, 生第一七二一八号) with columns for registration number, fertilizer name, guaranteed composition, and manufacturer details.

厚生省告示第百六十五号

健康保険及び船員保険保険料徴収当規程(昭和二十五年十月厚生省告示第百七十五号)の一部を次のように改正し、昭和二十六年十月一日から適用する。

別紙様式中「藥品最終販売価格」を「藥品購入価格」に改める。

農林大臣 根本龍太郎

生産業者の氏名又は名称及び住所

大阪府豊能郡庄内町島江七番地

福栄肥料製造株式会社

取締役 溝口好

大阪府東区北浜五丁目三番地

土井正治

門司市大久保二七三番地

日本産肥株式会社

吉田治六

取締役

札幌市北四條西一丁目一番地

北海道購買農業協同組合連合会

会長理事 河口陽一

農林大臣 根本龍太郎

生産業者の氏名又は名称及び住所

501 昭和26年11月27日 火曜日 官 報

第7466号

昭和26年11月27日 火曜日 官 報

第7466号 500

国会事項

衆議院 政府委員承認 十一月二十四日林議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

Table listing names of members and their respective constituencies. Columns include names like 北沢又, 川原, 上原, etc., and their locations like 北沢又, 川原, etc.

議案提出 十一月二十四日議員から提出した議案は次の通りである。無審議案は次の通りである。...

議案通過 十一月二十六日の議事日程は次の通り。十一月二十六日(月) 議事日程 第十八号

議案通過 十一月二十二日衆議院から左の議案を提出した。水産資源保護法案(案第六号)...

議案通過 十一月二十二日衆議院から左の議案を提出した。水産資源保護法案(案第六号)...

- 第一〇 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第一一 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

- 第一二 地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)
第一三 陸産物産品の物品税撤廃案(案第三号)(委員長報告)

- 第一四 洋紙の物品税撤廃案(案第四号)(委員長報告)
第一五 たばこ小売の利率引上げに関する請願(六件)(委員長報告)
第一六 北海道旭川市に国民金融公庫事務所設置の請願(委員長報告)

- 第一七 水あめ、ぶどう糖の物品税撤廃に関する請願(二件)(委員長報告)
第一八 運動用品の物品税撤廃案(案第二号)(委員長報告)

- 第一九 漆器の物品税撤廃に関する請願(一件)(委員長報告)
第二〇 奥市平和産業港都市建設總會計画に関する請願(委員長報告)
第二一 児童乗物の物品税撤廃案(案第一号)(委員長報告)

